

玉名市民会館をご利用のお客様へご案内

いつも玉名市民会館をご利用いただきありがとうございます。

玉名市民会館条例・施行規則の改正により、一部ご利用方法の内容が変わります。大きな変更点は2点、下記の案内をご覧ください。（その他細かい変更等ございますが、省略いたします。詳細はホームページ等をご覧ください）なお、適用となるのは令和7年7月1日以後に使用されるものです。

《会議室の利用について》

ご利用の予約は、「使用日の1年前から前日まで」となりました。

ただし利用日当日にどうしても利用したい・会議室を追加したいなどのご希望は、受付窓口にご相談ください。

《ホール棟の利用について》

ホワイエ（ロビーの部分です）のみの利用料金を設定しました。

ご利用の予約は「使用日の3月前から7日前」となります。※ただし大ホール・マルチホールの利用が既に入っている場合は予約出来ません。

ホワイエにて展示のみを行いたい・コンサートを行いたいなどのご希望は、受付窓口にご相談ください。

ホール使用料

種別		時間	9～12時	13～17時	18～22時	9～17時	13～22時	9～22時
			ホワイエ	平日	A	3,000	4,900	6,700
A以外	6,000	9,800			13,400	15,800	23,200	28,000
土曜日 日曜日 休日	A	3,600		5,900	8,100	9,500	14,000	16,800
	A以外	7,200		11,800	16,200	19,000	28,000	33,600

●Aとは、入場料金その他これに類するものを徴収しないときの使用料とする。

●A以外とは、1人あたりの最高額が1回につき1円以上の入場料を徴収するとき、又は入場料金は徴収しない場合であっても、会費、会場整理費その他入場料金に相当する金銭を収受するとき、若しくは物品の販売、宣伝等営利とみなされる目的で使用するときの使用料とする。

冷暖房の使用料

施設	時間	冷暖房
ホワイエ	1時間につき	1,000

《利用時間について》

会議棟及びホール棟の22時以降の利用（開館時間の変更が認められた場合に限る。）が可能となります。

詳細やご不明点等ございましたら、会館受付窓口にてご相談ください。

管理者：一般財団法人玉名市自治振興公社